

(案)

大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）

【資料編】

令和 年 月策定

大 阪 府

## 目次

1. シカの保護管理政策の変遷	1
2. ニホンジカの生態	3
3. 大阪府の環境	4
4. 生息動向の調査	6
(1) 出猟カレンダー	6
(2) 糞塊除去法	7
(3) 各種生息密度指標の推移	10
5. 捕獲頭数の推移	11
6. 中南部地域での目撃情報等	14
(1) 目撃情報等	14
(2) 外来交雑シカ問題	16
7. 農林業被害状況の推移	17
(1) 被害金額・被害面積	17
(2) 農業被害強度	18
8. 林床植生の植被率	21
9. 狩猟免許に関する状況	25
10. 被害対策の実施状況	28
11. 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画策定状況	30
12. 用語集	31

## 1. シカの保護管理政策の変遷

シカは有史以前から狩猟対象種として親しまれてきた。

一方で、江戸時代以降の耕作地の拡大に伴い、農作物を荒らす害獣として捕獲が進められ、明治期に入ると個体数は著しく減少した。明治 25 年には狩猟規則の制定に伴い、1 歳以下のシカの捕獲の禁止措置がとられたが、明治 34 年には「狩猟法」の改正を受けてシカの禁猟が解除され、大正 7 年の「狩猟法」の改正に伴い、狩猟獣に指定された。これ以降、「狩猟期間の短縮」（大正 8～昭和 22 年）、「メスジカの狩猟獣からの除外」（大正 14～大正 15 年）等の措置がとられるものの、基本的には戦後まで狩猟獣として捕獲が続けられた。このため、各地の個体数は減少し、低密度安定状態が続いた。加えて戦中、戦後の混乱期には、乱獲が進行し、密猟等により個体数はなお減少したといわれており、シカ生息地の分断と個体群の縮小をもたらした。

戦後「狩猟法」が「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改正されるに伴って、シカの取扱も変更された。昭和 22 年にメスジカが狩猟獣から除外され、昭和 25 年にはオスジカのみが狩猟獣とされた。さらに、大阪府では、昭和 49 年にオスジカを含むシカ捕獲を全面的に禁止した。

こうした保護政策により、個体数は 1970 年代以降徐々に回復し始めた。しかし、1980 年代以降急激に個体数が増加し、農林業被害や自然植生への影響が深刻化していった。このため、大阪府では、昭和 61 年にオスジカの捕獲禁止措置を解除し、1 日 1 頭まで捕獲可能とした。環境庁（現環境省）は平成 4 年に最初の管理マニュアルを作成し、平成 6 年には一定条件のもとで「メスジカ狩猟獣化」を許可することとした。この措置はまず、それまで狩猟獣に指定されていたオスジカのほかに、メスジカを狩猟獣に加え、その上で環境庁長官（当時）の告示で全国のメスジカを捕獲禁止とした。また、シカの保護管理計画（任意計画）を策定した都道府県に限ってこのメスジカ捕獲禁止措置を解除することより、メスジカを狩猟できるようにする、という手だてがとられた。

その後、平成 11 年に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が大幅に改正され、特定鳥獣保護管理計画制度が創設されたことにより、特定計画を作成した場合にメスジカの狩猟が可能となった。

大阪府では平成 14 年に初めて「大阪府シカ保護管理計画」を策定した。この計画では、北摂地域の 7 市町を計画の対象地域とし、狩猟におけるメスジカの捕獲禁止措置を解除し、1 日 2 頭まで（うちオスは 1 頭まで）の捕獲を認めることとした。

平成 19 年には、「大阪府シカ保護管理計画（第 2 期）」を作成し、狩猟による捕獲頭数を 1 日 3 頭まで（うちオスは 1 頭まで）に拡大した。平成 20 年には、狩猟期間を 1 か月延長し、11 月 15 日から翌年 3 月 15 日までとするとともに、直径 12cm 以上のくくりわなの制限を解除した。

平成 24 年 4 月には、「大阪府シカ保護管理計画（第 3 期）」を策定し、計画の対象を府内全域に拡大している。また、狩猟にあたっては、わな猟においては、オス、メスともに 1 日当たりの捕獲制限はなしとし、銃猟については、メスは捕獲制限なしとし、オスは 1 日 1 頭までとした。なお、平成 27 年 5 月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、計画内容の一部を改正し、計画名称を「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第 3 期）」に改めた。

平成 29 年 4 月には、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第 4 期）」を策定し、農家アンケートによる農業被害強度が「大きい」及び「深刻」である地域をなくすことを目標に被害対策に取り組んでいるところである。

なお、環境省と農林水産省では、平成 25 年 12 月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和 5 年度までに平成 23 年度比で国全体のシカ及びイノシシの個体数を半減することを目標として掲げており、平成 29 年には「鳥獣保護管理法施行規則」の改正により、狩猟の際の捕獲頭数の制限が解除された。

表1 シカの保護管理政策の変遷

時期	事項	特記事項
明治 25 年	狩猟規則を制定	1 歳以下のニホンジカの捕獲が禁止される
明治 34 年	狩猟法の改正	ニホンジカの禁猟が解除される
大正 7 年	狩猟法の改正	ニホンジカが狩猟獣に指定される
大正 14 年	狩猟法の改正	メスジカが狩猟獣から除外される
大正 15 年	狩猟法の改正	メスジカの狩猟獣からの除外措置が解除される
昭和 22 年	狩猟法の改正	メスジカが狩猟獣から除外される
昭和 25 年	狩猟法の改正	オスジカのみが狩猟獣とされる
昭和 38 年	狩猟法の改正	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に名称変更
昭和 49 年	鳥獣保護管理事業計画の改正	オスジカの捕獲が禁止される
昭和 61 年	鳥獣保護管理事業計画の改正	オスジカの捕獲禁止措置を解除
平成 6 年	環境庁告示	メスジカを狩猟獣化したが、捕獲禁止措置は継続 一定条件下においてメスジカの捕獲禁止措置を解除(注 1)
平成 11 年	鳥獣保護法の改正	特定鳥獣保護管理計画制度の導入(注 2)
平成 14 年	鳥獣保護法の改正	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に名称変更
	大阪府シカ保護管理計画を策定	メスの捕獲禁止措置を解除
平成 19 年	大阪府シカ保護管理計画(第 2 期)を策定	第 1 期計画の特例措置を継続
平成 20 年	大阪府シカ保護管理計画(第 2 期)の一部改正	・狩猟期間を 1 か月延長 ・直径 12cm 以上のくくりわなの使用制限を解除
平成 24 年	大阪府シカ保護管理計画(第 3 期)を策定	第 1 期計画の特例措置を継続
平成 25 年	環境省と農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめる	
平成 26 年	鳥獣保護管理法の改正	・指定管理鳥獣の指定 ・指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入 ・特定鳥獣保護管理計画を第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に区分
平成 27 年	計画名称を「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第 3 期)」に改定	
平成 29 年	大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第 4 期)を策定	わな猟での捕獲頭数の制限をオス・メスともに解除(銃猟については、オスは 1 日 1 頭まで、メスは制限なし)
	鳥獣保護管理法施行規則改正	狩猟による捕獲頭数の制限を解除

※塗りつぶし部が大阪府の取り組み

注1 狩猟獣にそれまで指定されていたオスジカのほかに、メスジカを加え、その上で環境庁長官の告示で全国のメスジカの捕獲を禁止とした。また、ニホンジカの保護管理計画(任意計画)を策定した都道府県に限りメスジカの捕獲禁止措置を解除した。

注2 特定計画を作成した場合に、メスジカの狩猟が可能になった。

## 2. ニホンジカの生態

### 【分類】

ニホンジカはシカ科の動物で、ベトナムから中国東部、台湾、沿海州等、東アジアに広く分布する。複数の亜種に分類され、日本には本州に生息するホンシュウジカ、北海道に生息するエゾジカ、九州と四国に生息するキュウシュウジカ、種子島の沖に位置する馬毛島（鹿児島県）等に生息するマゲジカ、屋久島（鹿児島県）等に生息するヤクシカ、慶良間諸島（沖縄県）に生息するケラマジカ、対馬（長崎県）に生息するツシマジカの7つの亜種が生息している。北の方のものほど体が大きく、オスの体重はエゾジカが140kgに対し、ヤクシカで40kg、ケラマジカでは30kgである。なお、ミトコンドリアDNAの分析によれば、日本に生息するニホンジカは、中国山地西部を境に北日本と南日本の2つのグループに分けられることが知られている。

また、和歌山県の沖ノ島（友ヶ島）では、台湾から観光用に導入された外来交雑シカが野生化している。平成29年7月に岬町で捕獲された個体からこの外来シカ由来の遺伝子が確認されており、遺伝子汚染が危惧されている。

### 【分布・食性】

ニホンジカの分布域は、森林率40～70%の低山帯域（標高1,000m以下）に集中する傾向がある。草地を含む森林地帯を基本に、落葉樹林、照葉樹林、草原など様々な環境に生息する。

主な食物は植生の違いや季節により地域ごとに異なるが、落葉広葉樹林帯に生息するシカは、毒や棘のあるものを避けるなどの食物嗜好性を有するものの、イネ科草本、木の葉、堅果、ササ類等およそ植物種を食べる。このため、農地の収穫残渣等はシカにとって栄養豊富な餌となる。

### 【生活史】

ニホンジカは集団性が強く「群れ」をつくって生活する。オスとメスは、通常、別々の群れをつくる。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。オスは普通1歳まではメスの群れに留まるが、2歳を超えるとメスの群れを出て、他のオスとともにオスの群れをつくる。繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスはなわばりを形成する。オスはなわばりの中にメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ（ハレム）をつくる。群れの大きさは環境条件によって異なり、一般に、開放的な草原環境の多い地域では大きく、森林環境の多い地域では小さな群れをつくる傾向がある。

年齢の成熟に伴い分散行動を行い、メスは出生地である母親の近くに行動圏を確保して分布が拡大していくのに対し、オスは遠く離れた場所に移動する。このため、分布の先端部ではオスだけが確認されやすい。

ニホンジカは1産1子で、毎年5～7月に子供を産む。繁殖率は餌条件に影響される。栄養条件が良い個体は、1歳から繁殖を開始し、2歳以降は毎年繰り返す。2歳以上の妊娠率は75～100%の報告があり、妊娠率は高い。一方で、最長寿命はオスで10～13歳、メスで12～15歳で、自然死亡率は5%程度と低く、狩猟などの人為的要因がなければ、高い生存率を示すことが明らかになっている。

### 3. 大阪府の環境

#### 【地形・気候】

大阪府の面積は約 189,000ha であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山系、東は南北に連なる生駒・金剛山系、南は東西に走る和泉山系によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山地は大阪府と奈良県、南の和泉山脈の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む周辺山系は、淀川と大和川とによって分断されており、この 2 河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は 16.9℃、降水量は 1,279mm である（大阪管区気象台大阪府の気象令和 2 年年報）。

#### 【森林】

府域の地域森林計画対象民有林の面積は 54,142ha であり、これを森林区分別にみると、人工林が 26,907ha、天然林が 24,522ha、その他竹林等が 2,713ha、国有林面積は 1,062ha となっており、森林面積は府域面積の 29%にあたる（令和元年みどり推進室調）。

#### 【耕作地】

府内の耕作地面積は 12,500ha であり、土地利用区分別にみると、田が 8,750ha、畑（樹園地を含む）が 3,780ha である。また、遊休農地の面積は 224ha である（令和 2 年度農政室調）。

#### 【土地利用規制等】

鳥獣保護区特別保護地区については 1 箇所、70ha を指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を 18 箇所、12,914ha（府域面積の 6.8%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

特定猟具使用禁止区域（銃器）については、75 箇所、121,208ha を指定している。

自然公園については、20,039ha（国定公園 16,498ha、府立自然公園 3,541ha）を指定している（令和 3 年 3 月末現在）。

表2 土地利用に関する地域地区の指定状況

種別	面積 (ha)	地区数 (地区)	根拠法令
鳥獣保護区	12,984	19	鳥獣保護管理法
特別保護地区	70	1	
特別保護地区以外	12,914	18	
特定猟具使用禁止区域	121,208	75	鳥獣保護管理法
自然公園区域	20,039	4	
国定公園	16,498	2	自然公園法
府立自然公園	3,541	2	大阪府立自然公園条例
大阪府自然環境保全地域	38	5	大阪府自然環境保全条例
大阪府緑地環境保全地域	37	3	大阪府自然環境保全条例
近郊緑地保全地域	33,580	3	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
保安林	17,359	-	森林法
地域森林計画対象民有林	541,420	-	森林法

## 4. 生息動向の調査

### (1) 出猟カレンダー

狩猟者の出猟状況と目撃・捕獲状況の記録から、目撃効率（SPUE）と捕獲効率（CPUE）を計算する。

調査時期は、狩猟期間（11月15日から翌年3月15日まで）。

$$\text{目撃効率 (銃猟のみ)} = \frac{\text{目撃頭数}}{\text{出猟人日数}}$$

$$\text{捕獲効率 (銃猟とわな猟)} = \frac{\text{捕獲頭数} (\times 100)}{\text{出猟人日数 or わな稼働台日数}}$$

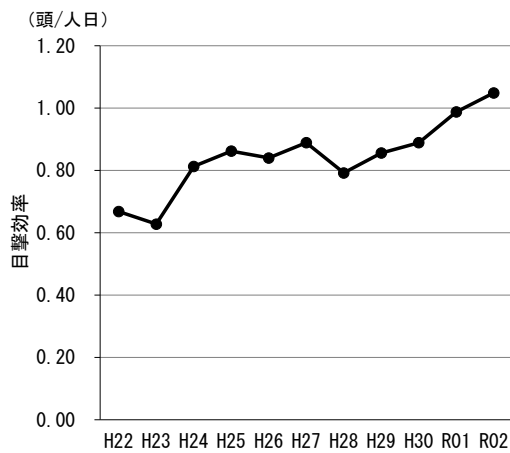


図1 銃猟によるシカの目撃効率

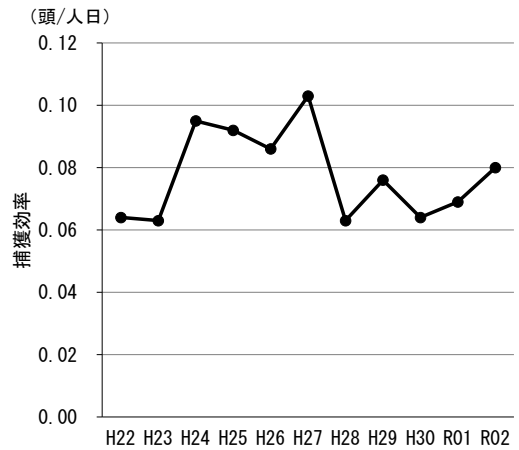


図2 銃猟によるシカの捕獲効率

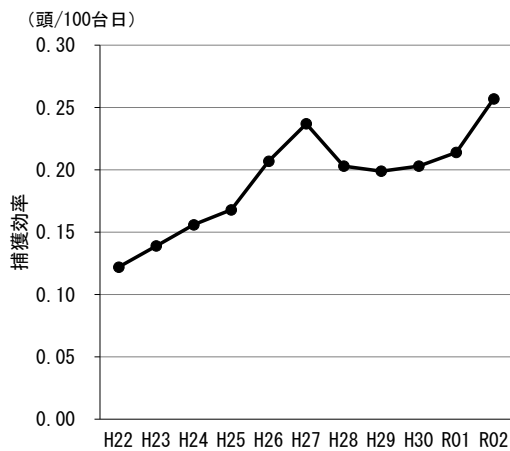


図3 くくりわな猟によるシカの捕獲効率



## (2) 糞塊除去法

北摂地域に104か所の調査区〔図4〕を設置し、各調査区においてシカの糞塊を除去した後、糞塊が分解されない一定期間内に新たに生産された糞塊数を計測し、以下の式によりシカの生息密度を推定する。

$$\text{ホンシュウジカ 生息密度} = \frac{\text{新規加入糞塊数}}{22.4 \times \text{調査面積} \times \text{再調査までの日数}}$$

調査時期は、初回調査は11月上中旬、2回目調査は12月下旬から1月上旬。

各調査区において推定された生息密度からIDW（逆距離加重）法による空間補間により1km<sup>2</sup>メッシュごとの生息密度を推定し、密度分布図を作成する。

補間結果から平均密度を算出し、これに生息可能面積（森林から500m以内の区域で計算）を掛け合わせて生息頭数を推定する。

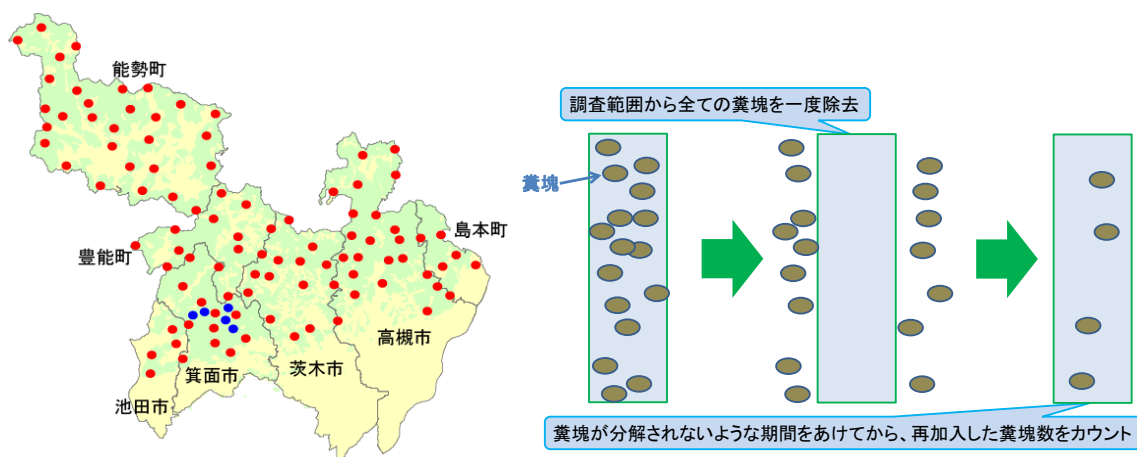


図4 調査地点分布図

設置年度:平成26年度(赤丸)99か所  
平成27年度(青丸)5か所

図5 糞塊除去法の調査手順

表3 シカの推定生息密度、推定生息頭数

年度	推定生息密度				推定生息頭数	
	最小値	最大値	中央値	10 頭/km2 以上の 地点数	最小値	最大値
	(頭/km2)	(頭/km2)	(頭/km2)		(箇所)	(頭)
H26	11.630	20.653	15.365	51	3,600	6,500
H27	12.055	20.939	15.642	46	3,600	6,600
H28	7.260	15.684	10.493	36	2,300	4,900
H29	9.104	17.931	12.396	31	2,900	5,600
H30	11.006	20.933	14.782	43	3,400	6,600
R01	9.016	17.740	12.400	40	2,800	5,600
R02	11.334	20.569	14.864	48	3,600	6,400

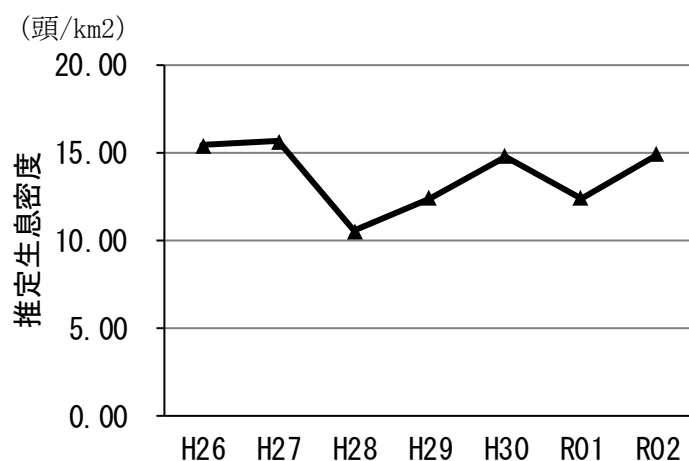
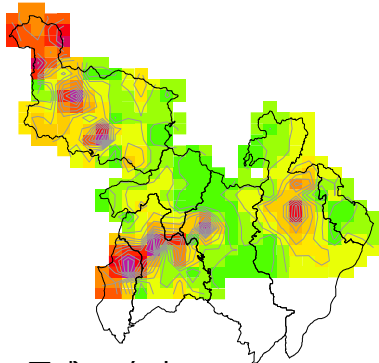


図6 シカの推定生息密度(中央値)

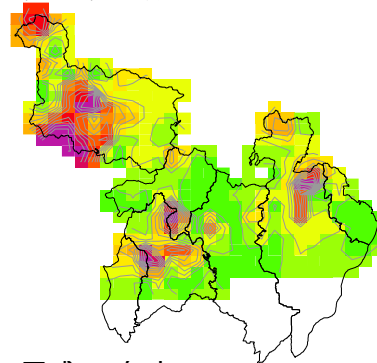
平成 26 年度

15.4 頭/km<sup>2</sup>(11.6-20.7 頭/km<sup>2</sup>)  
3,600-6,500 頭



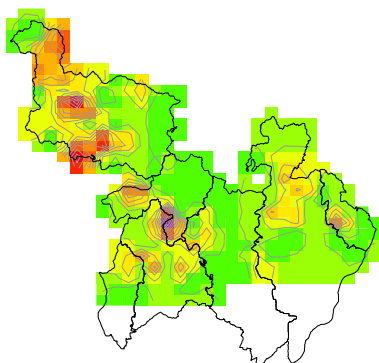
平成 27 年度

15.6 頭/km<sup>2</sup>(12.1-20.9 頭/km<sup>2</sup>)  
3,800-6,600 頭



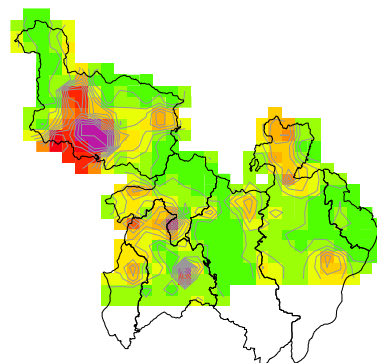
平成 28 年度

10.5 頭/km<sup>2</sup>(7.3-15.7 頭/km<sup>2</sup>)  
2,300-4,900 頭



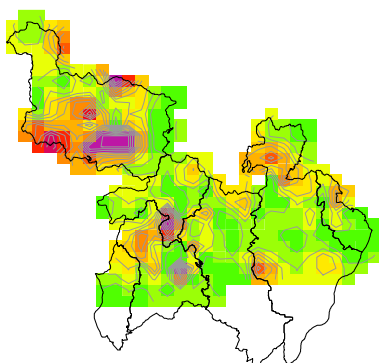
平成 29 年度

12.4 頭/km<sup>2</sup>(9.1-17.9 頭/km<sup>2</sup>)  
2,900-5,600 頭



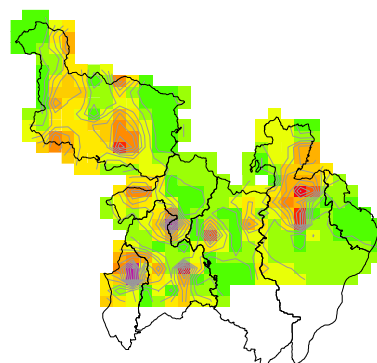
平成 30 年度

14.8 頭/km<sup>2</sup>(11.0-20.9 頭/km<sup>2</sup>)  
3,400-6,600 頭



令和元年度

12.4 頭/km<sup>2</sup>(9.0-17.7 頭/km<sup>2</sup>)  
2,800-5,600 頭



令和2年度

14.9 頭/km<sup>2</sup>(11.3-20.6 頭/km<sup>2</sup>)  
3,600-6,400 頭

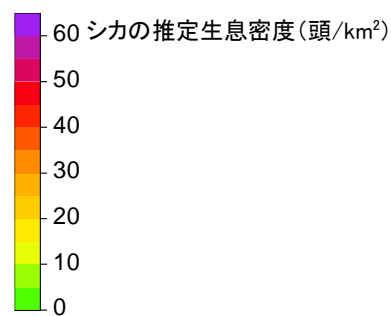
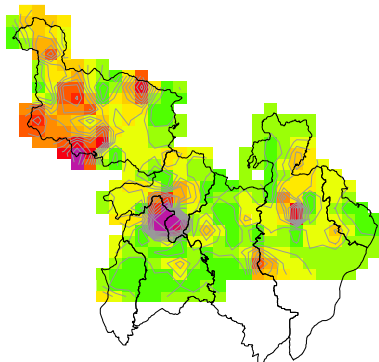


図7 シカの推定生息密度分布図

### (3) 各種生息密度指標の推移

銃猟による目撃効率及び捕獲効率、くくりわな猟による捕獲効率、糞塊除去法による推定生息密度（中央値）について、平成26年度を100とした時の相対値を算出した。

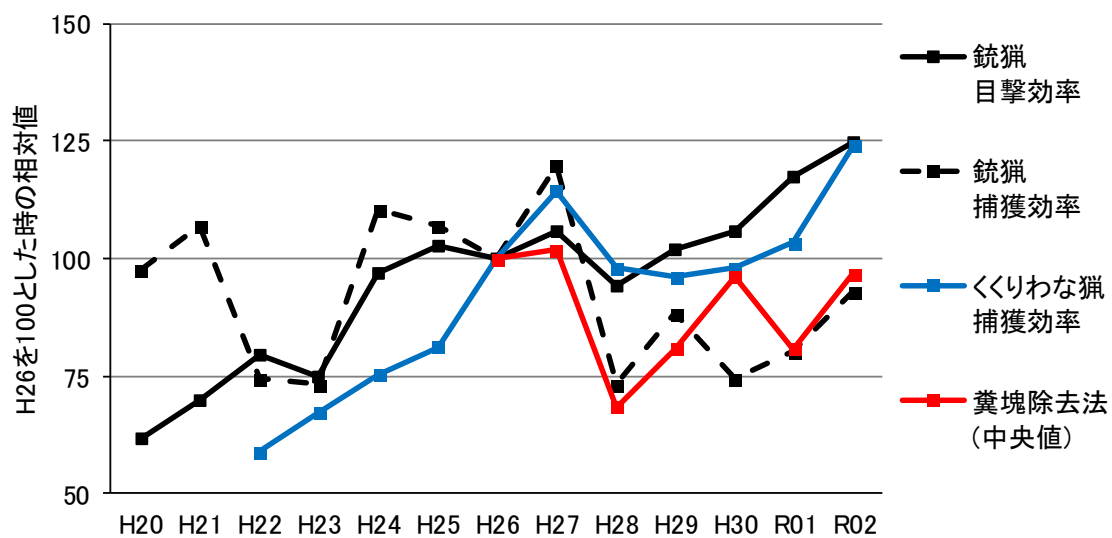


図8 シカの生息密度指標の推移

## 5. 捕獲頭数の推移

表4 シカの捕獲頭数の推移

年度		S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5
狩猟		8	1	5	6	8	6	5	11
有害捕獲		4	4	8	4	6	13	16	16
合計		12	5	13	10	14	19	21	27
年度		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	
狩猟		13	48	81	77	143	126	105	
有害捕獲		21	23	39	95	110	140	184	
合計		34	71	120	172	253	266	289	
年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
狩猟	オス	143	156	126	104	116	182	130	198
	メス	0	127	92	101	117	163	118	183
	不明	0	0	0	0	0	0	90	30
有害捕獲	オス	91	91	64	69	86	100	122	106
	メス	69	119	47	39	41	58	78	90
合計	オス	234	247	190	173	202	282	252	304
	メス	69	246	139	140	158	221	196	273
	不明	0	0	0	0	0	0	90	30
	合計	303	493	329	313	360	503	538	607
	(メス率)	22.8%	49.9%	42.2%	44.7%	43.9%	43.9%	36.4%	45.0%
年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
狩猟	オス	235	267	241	264	282	309	239	292
	メス	256	258	298	301	435	394	382	331
	不明	27	15	3	17	3	4	30	10
有害捕獲	オス	140	102	183	201	314	296	320	206
	メス	86	83	176	185	304	317	439	255
	不明	0	0	0	2	0	0	1	40
その他	オス	0	0	0	0	0	12	28	0
	メス	0	0	0	0	0	23	72	0
合計	オス	375	369	424	465	596	617	587	498
	メス	342	341	474	486	739	734	893	586
	不明	27	15	3	19	3	4	31	50
	合計	744	725	901	970	1,338	1,355	1,511	1,134
	(メス率)	46.0%	47.0%	52.6%	50.1%	55.2%	54.2%	59.1%	51.7%
年度		H29	H30	R1	R2				
狩猟	オス	204	192	203	253				
	メス	281	218	266	334				
	不明	4	7	5	6				
有害捕獲	オス	244	262	290	354				
	メス	464	410	493	648				
	不明	19	0	0	2				
その他	不明	0	0	1	14				
合計	オス	448	454	493	607				
	メス	745	628	759	982				
	不明	23	7	6	22				
	合計	1,216	1,089	1,258	1,611				
	(メス率)	61.3%	57.7%	60.3%	61.0%				

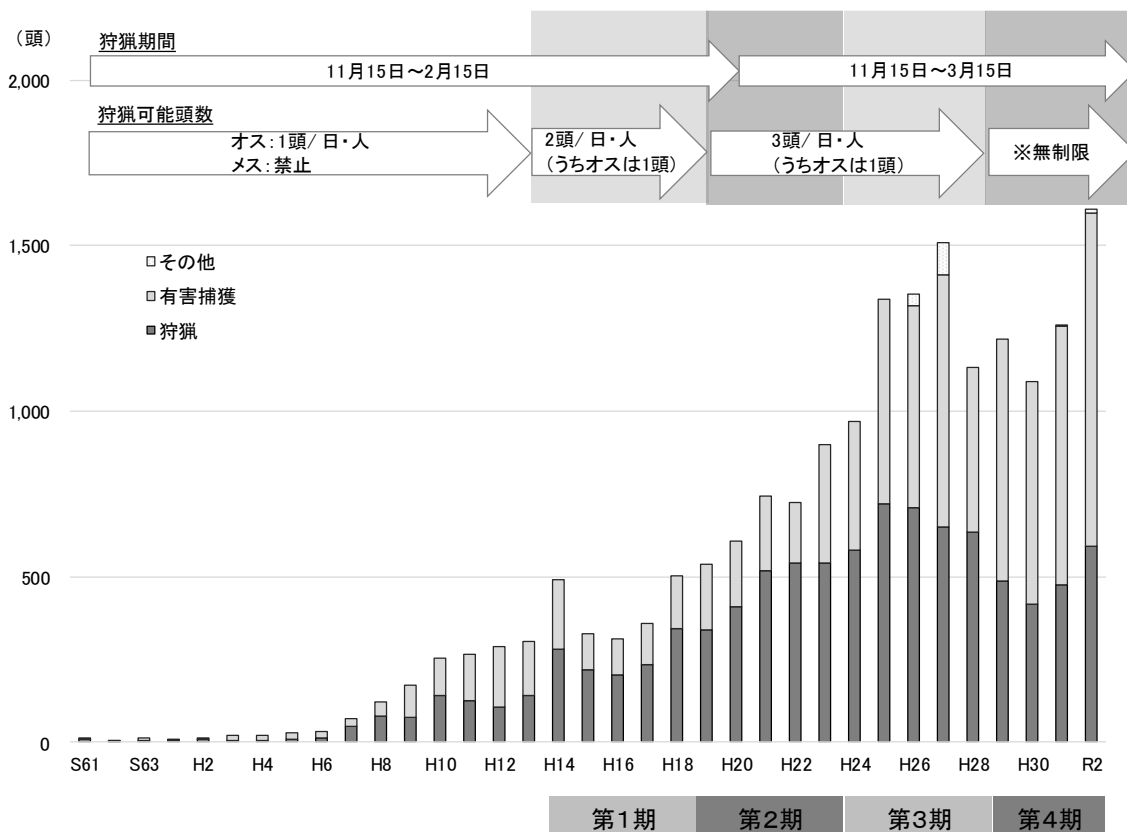


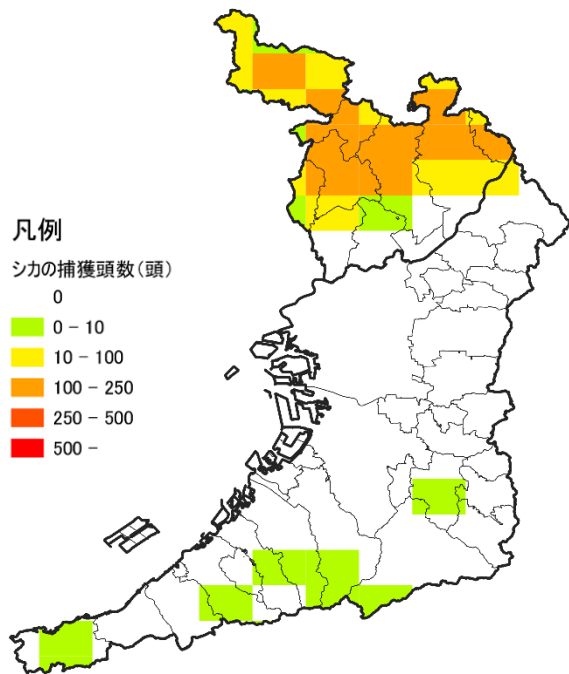
図9 シカの捕獲頭数の推移

※平成 29 年 4 月に大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第 4 期)の改正により、銃猟でオスを捕獲する場合のみ 1 頭/日人となったが、平成 29 年 9 月 15 日の鳥獣保護管理法施行規則の改正に伴い、捕獲頭数の制限が廃止された。

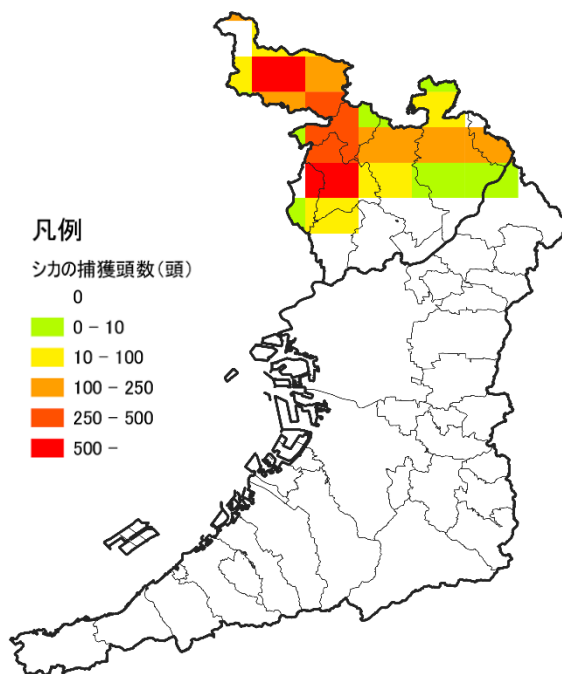
表5 計画期間ごとの平均捕獲頭数

計画期	狩猟	有害捕獲	その他	合計	メス率
第1期 (H14~H18)	257	143	0	400	45.2%
第2期 (H19~H23)	470	233	0	703	46.3%
第3期 (H24~H28)	659	576	27	1,262	54.5%
第4期 (H29~R2)	493	797	4	1,294	60.2%

### 狩猟



### 有害捕獲



### 合計 (狩猟+有害捕獲)

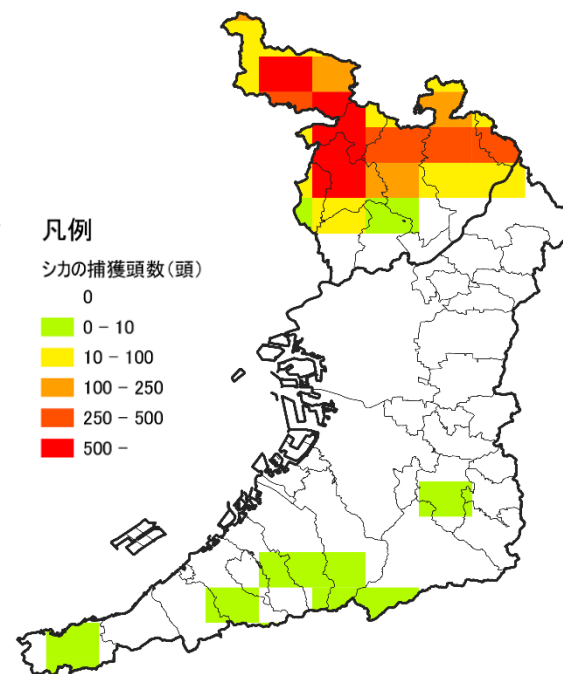


図 10 シカの捕獲状況の分布図(平成 29 年度～令和 2 年度)

## 6. 中南部地域での目撃情報等

### (1) 目撃情報等

表6 中南部地域におけるシカの日撃情報等(令和3年8月現在)

年月	市町村名	情報種別	備考
平成24年度	阪南市	農業被害アンケート	
平成25年度	太子町	農業被害アンケート	
平成25年度	河南町	農業被害アンケート	
平成25年度	熊取町	農業被害アンケート	
平成26年度	河南町	農業被害アンケート	
平成26年4月	交野市	市町村等からの情報提供	市街地に出没
平成27年度	河内長野市	農業被害アンケート	
平成27年10月	岬町	市町村等からの情報提供	電車との接触事故
平成27年12月	泉南市	狩猟実績報告	
平成28年度	千早赤阪村	農業被害アンケート	
平成28年7月	岬町	市町村等からの情報提供	外来交雑シカとの交雑個体
平成29年度	千早赤阪村	農業被害アンケート	
平成29年度	阪南市	農業被害アンケート	
平成29年9月	大阪市	市町村等からの情報提供	市街地(河川敷)に出没
平成29年10月	枚方市ほか	市町村等からの情報提供	市街地(河川敷)に出没
平成30年度	河内長野市	農業被害アンケート	
平成30年度	阪南市	農業被害アンケート	
令和元年度	和泉市	狩猟実績報告	
令和元年度	河内長野市	農業被害アンケート	
令和元年度	和泉市	農業被害アンケート	
令和2年2月	河内長野市	狩猟実績報告	
令和2年度	河内長野市	農業被害アンケート	
令和2年度	河内長野市	狩猟実績報告	
令和2年度	岬町	狩猟実績報告	
令和2年度	貝塚市	狩猟実績報告	
令和2年度	富田林市	狩猟実績報告	
令和2年度	泉佐野市	狩猟実績報告	
令和2年6月	河内長野市	自動撮影カメラ	
令和2年7月	河内長野市	自動撮影カメラ	
令和2年10月	堺市	市町村等からの情報提供	自動車との接触事故
令和2年10月	大阪狭山市	市町村等からの情報提供	市街地に出没
令和2年12月	河内長野市	自動撮影カメラ	
令和3年1月	河内長野市	自動撮影カメラ	
令和3年4月	河内長野市	自動撮影カメラ	
令和3年7月	河内長野市	自動撮影カメラ	



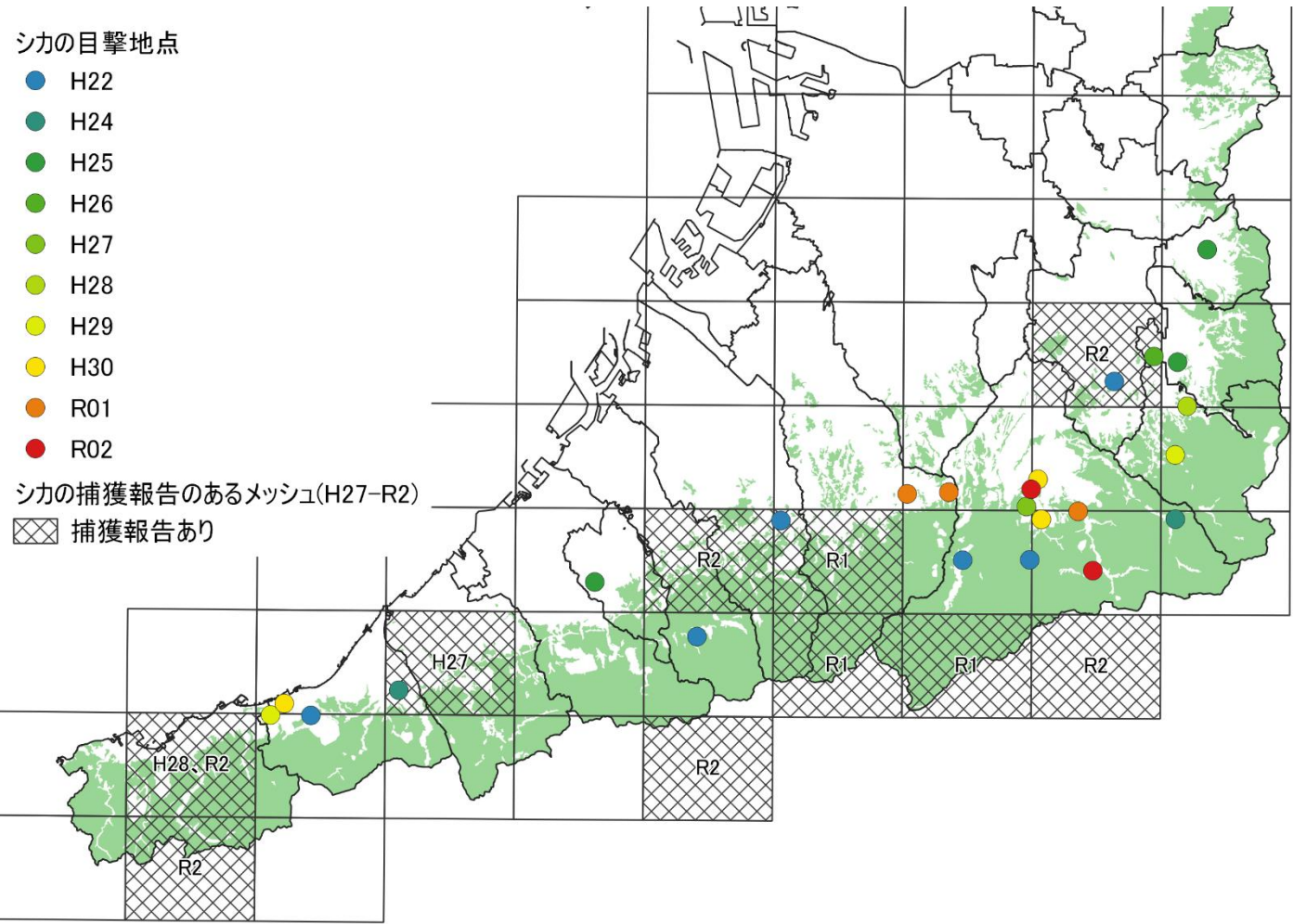


図 11 南河内・泉州地域におけるシカの見撃地点及び捕獲状況

※見撃地点は、農業被害アンケートによる。  
 捕獲報告は、狩猟及び許可捕獲における捕獲報告による(数字は捕獲報告のあった年度)。

## (2) 外来交雑シカ問題

紀淡海峡に浮かぶ無人島である和歌山県沖ノ島（友ヶ島）には、1955年に台湾から人為的に導入された外来交雑シカが生息している。この外来交雑シカはニホンジカの亜種であるタイワンジカであるものとされていたが、遺伝子解析の結果、タイワンジカに加え、アカシカやタイワンサンバーの遺伝的特徴が検出されており、台湾の養鹿施設に由来する個体である可能性が示唆されている。そのため、この外来交雑シカが島外に逸出した場合には、逸出個体を通じて複数の外来種の遺伝的特徴が在来のホンシュウジカに流入する可能性が高く、その遺伝子攪乱の影響は大きい。

平成28年7月に、沖ノ島に近接する岬町でメスジカが捕獲されたことから、外来交雑シカの逸出個体である可能性を考え、遺伝子解析を実施した。母系由来を明らかにできるミトコンドリアDNAシトクローム*b*遺伝子の解析の結果、岬町で捕獲された個体から、沖ノ島の外来交雑シカと同一の塩基配列が検出された。また、父母両方の由来を確認できる核DNAの*aLAlb*遺伝子を対象とした遺伝子解析の結果、沖ノ島の外来交雑シカに由来する配列と、ホンシュウジカに由来する配列の両方が得られた。以上の結果から、岬町で捕獲されたメスジカは、沖ノ島の外来交雑シカとホンシュウジカが交配した結果生まれた個体である可能性が高いと考えられた。すなわち、既に島外への外来交雑シカの逸出が発生しており、ホンシュウジカへの遺伝子攪乱が生じうる状況となっていることが示唆される。

現在のところ、この岬町での捕獲個体以外には、外来交雑シカの遺伝的特徴を有する個体は本土側では確認されていないものの、外来交雑シカの逸出にともなう遺伝子攪乱が紀伊半島のホンシュウジカに広まってしまふことを予防するためにも、大阪府南部におけるホンシュウジカの定着を防ぐことが求められる。

## 7. 農林業被害状況の推移

### (1) 被害金額・被害面積

表7 シカによる農林業被害の推移

年度	被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
	農業被害	林業被害	合計	農業被害	林業被害	合計
H14	41.33	148.44	189.77	15,078	119,884	134,962
H15	45.56	149.90	195.46	21,903	124,832	146,735
H16	47.87	139.80	187.67	22,817	105,863	128,680
H17	36.86	48.87	85.73	19,448	30,051	49,499
H18	55.70	36.95	92.65	22,950	19,967	42,917
H19	77.20	24.15	101.35	28,010	9,510	37,520
H20	59.88	21.48	81.36	17,967	9,532	27,499
H21	86.95	14.96	101.91	32,824	9,511	42,335
H22	43.58	11.30	54.88	30,157	7,451	37,608
H23	32.08	12.40	44.48	45,823	7,716	53,539
H24	25.84	12.05	37.89	35,573	5,593	41,166
H25	18.80	-	18.80	28,628	-	28,628
H26	22.28	7.80	30.08	29,007	5,121	34,128
H27	16.62	3.90	20.52	32,597	2,061	34,658
H28	21.83	-	21.83	30,558	-	30,558
H29	21.54	-	21.54	38,574	-	38,574
H30	21.26	-	21.26	40,715	-	40,715
R1	10.77	-	10.77	20,525	-	20,525
R2	12.70	-	12.70	37,142	-	37,142

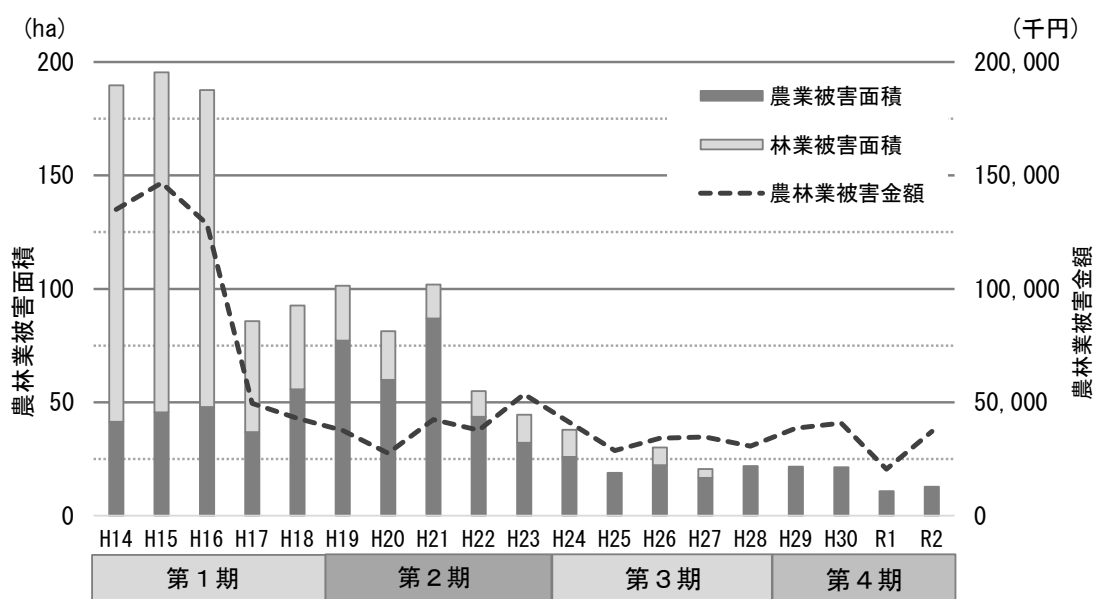


図12 シカによる農林業被害の推移

## (2) 農業被害強度

### ○農業被害アンケート

府内全域の農業集落（農業実行組合）の代表者を対象とし、野生鳥獣による農業被害状況（農業被害強度）と、防護柵等の被害対策の実施状況についてアンケート調査を行う。

調査時期は農閑期にあたる10月～3月とし、その年度の収穫時期の被害状況を把握する。

各農業集落から得られた農業被害強度から、IDW（逆距離加重）法による空間補間により1km<sup>2</sup>メッシュごとの被害強度を推定し、被害強度分布図を作成する。

なお、被害強度は0から4の数値に（0：被害なし、1：ほとんどない、2：軽微、3：大きい、4：深刻）変換して解析に用いる。

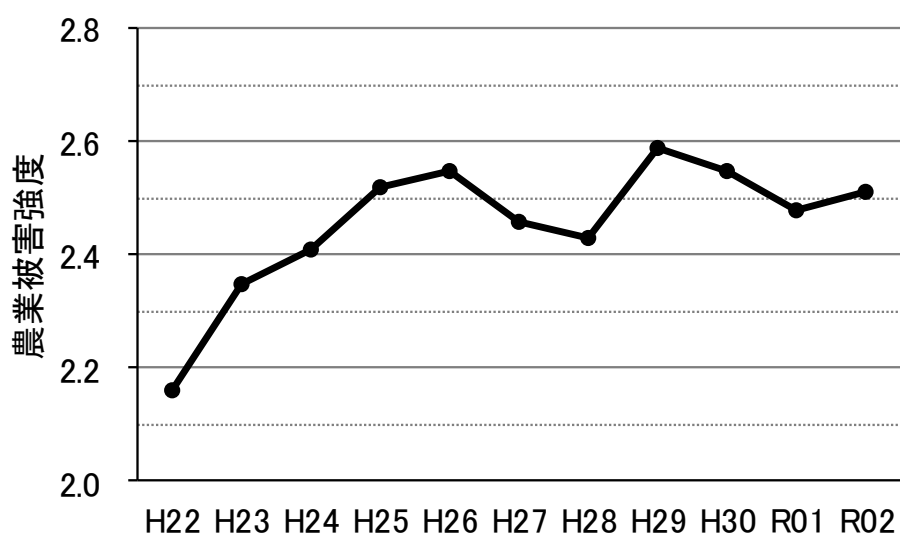


図 13 シカによる農業被害強度の推移

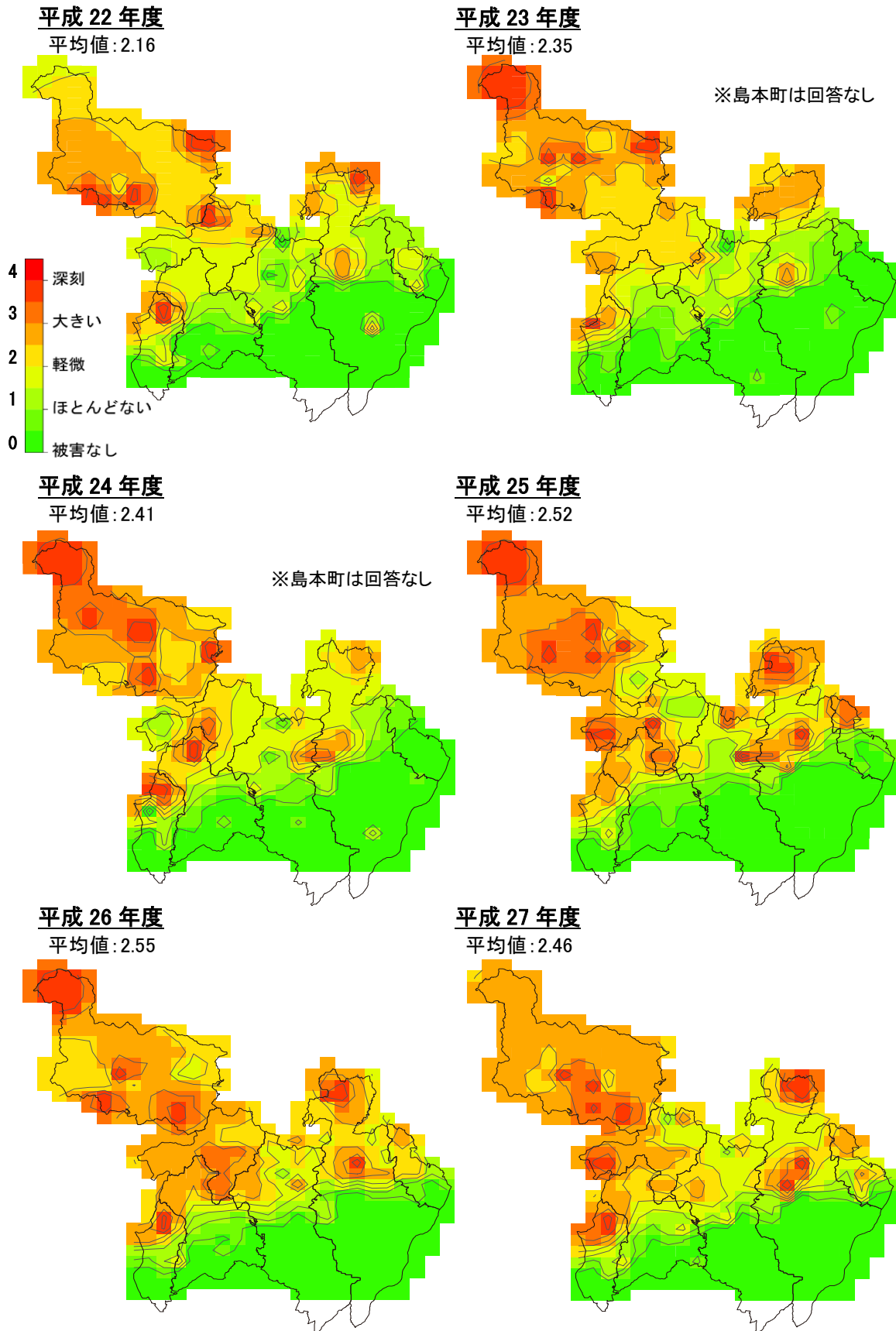


図 14-1 農業被害強度分布図(平成 22 年度～平成 27 年度)

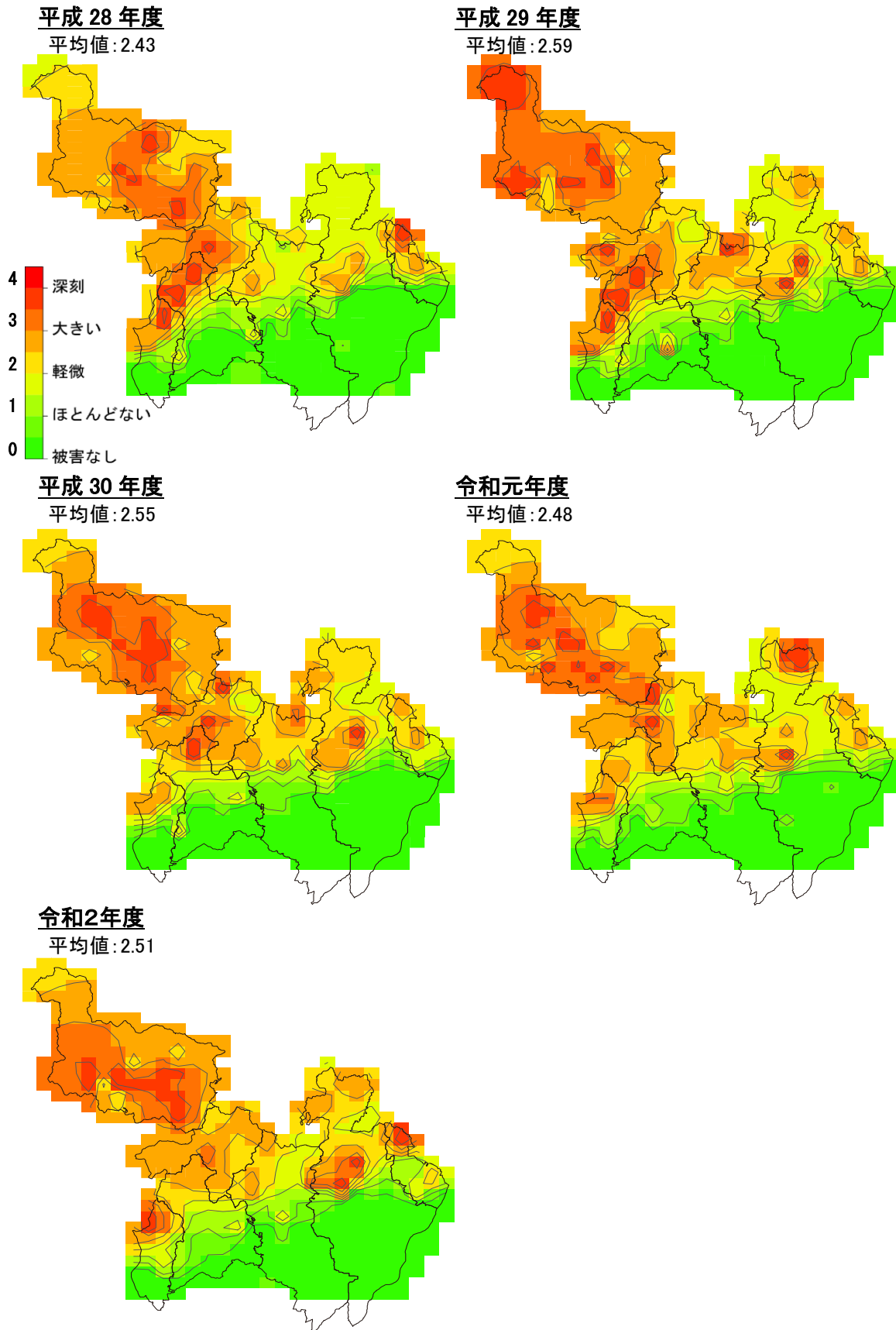


図 14-2 農業被害強度分布図(平成 28 年度～令和2年度)



## 8. 林床植生の植被率

高さ 3m以下の林床植生（低木層及び草本層）の植被率の合計値とシカによる食痕の有無により、落葉広葉樹林の下層植生の衰退度を 6 段階に区分して評価する。

衰退度の評価区分は以下のとおりとする。

- 無被害：シカの食痕なし
- 衰退度 0：植被率 92.5%以上
- 衰退度 1：植被率 92.5%未満 43.5%以上
- 衰退度 2：植被率 43.5%未満 23.5%以上
- 衰退度 3：植被率 23.5%未満 11.5%以上
- 衰退度 4：植被率 11.5%未満

調査時期は、落葉期を除く 5 月～11 月。

調査地は糞塊調査の調査地を準用し、人工林や人為的にかく乱が大きい林分など、本調査手法に適さない調査地は除外する。



図 15-1 「無被害」の林分



図 15-2 「衰退度3」の林分

表8 植生調査の結果

番号	調査地名	市町村	下層植生衰退度		
			H28	H30	H28→H30
1	天王	能勢町	2	1	-1
2	天王西	能勢町	2	1	-1
3	深山	能勢町	1	1	0
4	はらがたわ	能勢町	1	1	0
5	山辺奥山	能勢町	2	1	-1
6	上山辺	能勢町	1	1	0
7	山田西	能勢町	0	0	0
8	長谷西	能勢町	1	1	0
9	長谷南西	能勢町	1	1	0
10	山田	能勢町	0	0	0
11	三草山	能勢町	0	1	1
12	行者口	能勢町	2	3	1
13	城山	能勢町	1	2	1
14	栗栖	能勢町	1	1	0
15	上杉	能勢町	0	0	0
16	宿野野活	能勢町	0	0	0
17	宿野	能勢町	1	1	0
18	宿野北	能勢町	0	NA	-
19	上宿野	能勢町	2	2	0
20	逢坂峠	能勢町	2	3	1
21	平通	能勢町	2	2	0
22	小和田山	能勢町	0	1	1
23	猪ノ子峠	能勢町	1	1	0
24	下田尻	能勢町	1	1	0
25	吉野	能勢町	1	1	0
26	歌垣山	能勢町	1	1	0
27	地黄	能勢町	0	0	0
28	大槌峠	能勢町	0	1	1
29	一庫ダム	豊能町	0	0	0
30	妙見口	豊能町	1	2	1
31	青貝山	豊能町	1	1	0
32	ときわ台	豊能町	1	2	1
33	牧	豊能町	1	1	0
34	光明山	豊能町	1	1	0
35	寺田	豊能町	0	0	0
36	木代	豊能町	0	1	1
37	木代南	豊能町	1	1	0
38	切畑	豊能町	無被害	無被害	0
39	多留見峠	豊能町	1	1	0
40	北摂霊園	豊能町	1	1	0
41	伏尾	池田市	2	2	0
42	中川原	池田市	1	1	0
43	池田CC	池田市	1	1	0
44	五月丘	池田市	1	1	0
45	上止々呂美	箕面市	3	3	0
46	下止々呂美	箕面市	1	1	0
47	高山	箕面市	1	1	0
48	記念の森	箕面市	3	3	0
49	32鉄塔	箕面市	3	3	0
50	堂屋敷	箕面市	2	2	0

番号	調査地名	市町村	下層植生衰退度		
			H28	H30	H28→H30
51	ようらく台	箕面市	2	2	0
52	教学の森	箕面市	1	1	0
53	霊園南	箕面市	1	1	0
54	清水谷	箕面市	1	1	0
55	研究路4号	箕面市	1	1	0
56	しらみ地蔵	箕面市	1	1	0
57	勝尾寺	箕面市	2	1	-1
58	ピジターセンター	箕面市	1	0	-1
59	オケ原	箕面市	1	1	0
60	白鳥	箕面市	0	1	1
61	粟生間谷	箕面市	無被害	0	1
62	銭原	茨木市	0	0	0
63	上音羽	茨木市	無被害	0	1
64	泉原西	茨木市	0	1	1
65	泉原南	茨木市	0	1	1
66	鉢伏山	茨木市	1	0	-1
67	清阪	茨木市	1	1	0
68	竜王山	茨木市	無被害	0	1
69	車作	茨木市	0	1	1
70	大岩北	茨木市	無被害	無被害	0
71	宿久庄	茨木市	無被害	無被害	0
72	山手台	茨木市	無被害	無被害	0
73	二料	高槻市	0	NA	-
74	田能北	高槻市	0	0	0
75	田能	高槻市	1	1	0
76	田能南	高槻市	1	1	0
77	中畑	高槻市	1	1	0
78	樫田浄水場	高槻市	1	1	0
79	旧原北	高槻市	1	1	0
80	原	高槻市	1	1	0
81	高ヶ尾山北	高槻市	2	2	0
82	高ヶ尾山南	高槻市	1	1	0
83	中萩谷	高槻市	1	1	0
84	萩谷	高槻市	0	1	1
85	萩谷西	高槻市	0	1	1
86	阿武山	高槻市	無被害	0	1
87	摂津峡	高槻市	1	1	0
88	本山寺下	高槻市	1	1	0
89	川久保	高槻市	0	1	1
90	高見台	高槻市	2	1	-1
91	成合北	高槻市	0	NA	-
92	安満山	高槻市	0	0	0
93	大沢西	島本町	0	0	0
94	大沢東	島本町	1	1	0
95	尺代西	島本町	1	1	0
96	梶原北	島本町	1	1	0
97	桜井	島本町	0	0	0
98	山崎	島本町	1	1	0

※NAは倒木等により環境が変わったため調査に適さない地点や通行止め等により調査不可である地点。



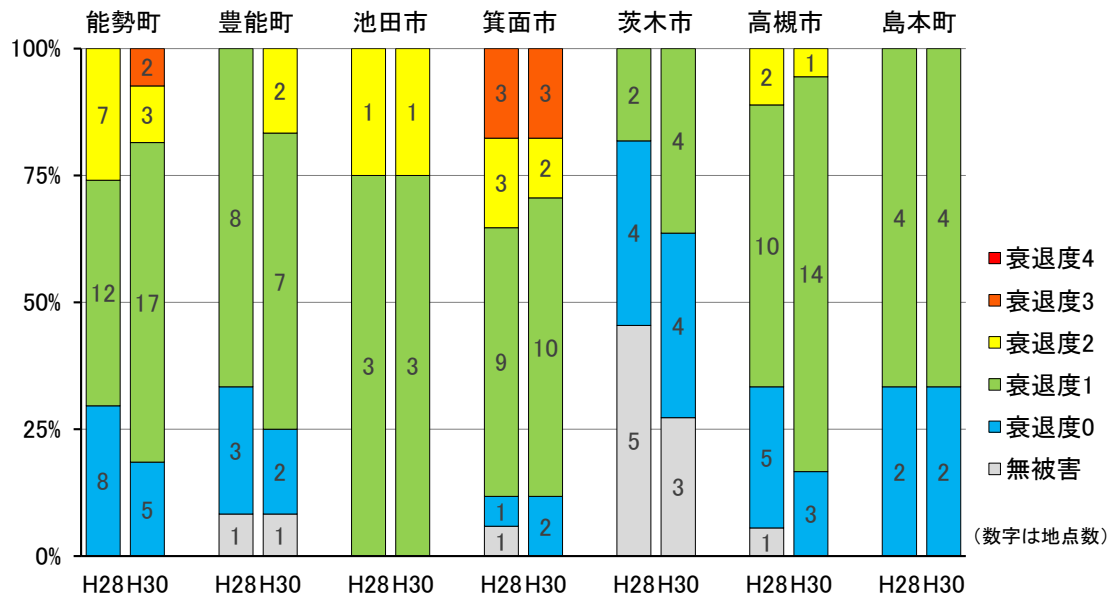
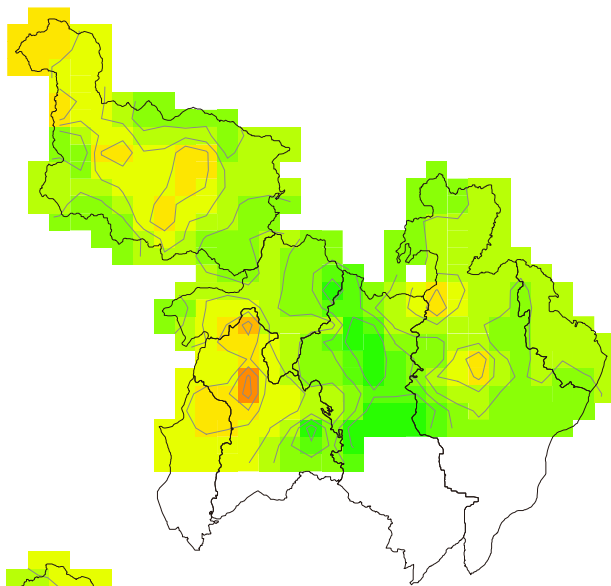
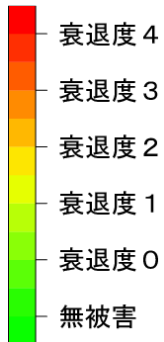


図 16 下層植生衰退度の推移

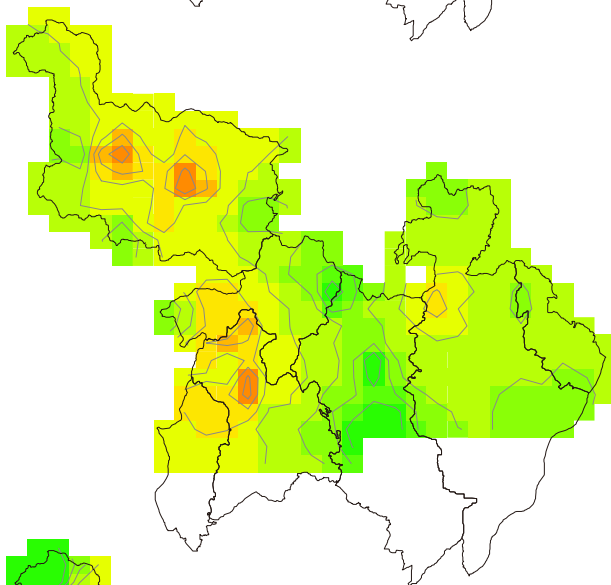
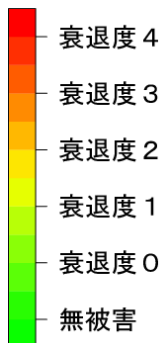
平成 27 年度

下層植生衰退度



平成 30 年度

下層植生衰退度



衰退度の変化量  
(H27→H30)

下層植生衰退度  
の変化量

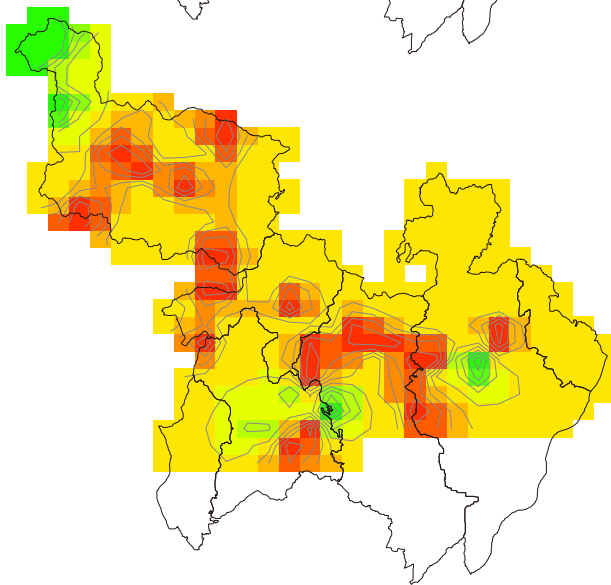
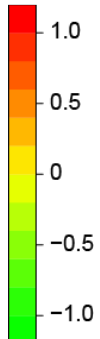


図 17 下層植生衰退度の分布図

## 9. 狩猟免許に関する状況

表9 狩猟免許免状交付状況

年度	29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	合計
平成19年度	33	124	216	643	1,777	2,793
平成20年度	37	135	237	639	2,293	3,341
平成21年度	41	131	260	512	1,890	2,834
平成22年度	45	153	275	500	2,020	2,993
平成23年度	49	148	319	409	2,241	3,166
平成24年度	63	173	335	421	1,826	2,818
平成25年度	84	213	395	406	1,872	2,970
平成26年度	104	266	416	399	1,932	3,117
平成27年度	135	319	461	437	1,666	3,018
平成28年度	135	332	501	467	1,776	3,211
平成29年度	198	422	602	529	1,765	3,516
平成30年度	198	443	690	540	1,635	3,506
令和元年度	242	461	732	640	1,639	3,714
令和2年度	241	487	752	696	1,687	3,863

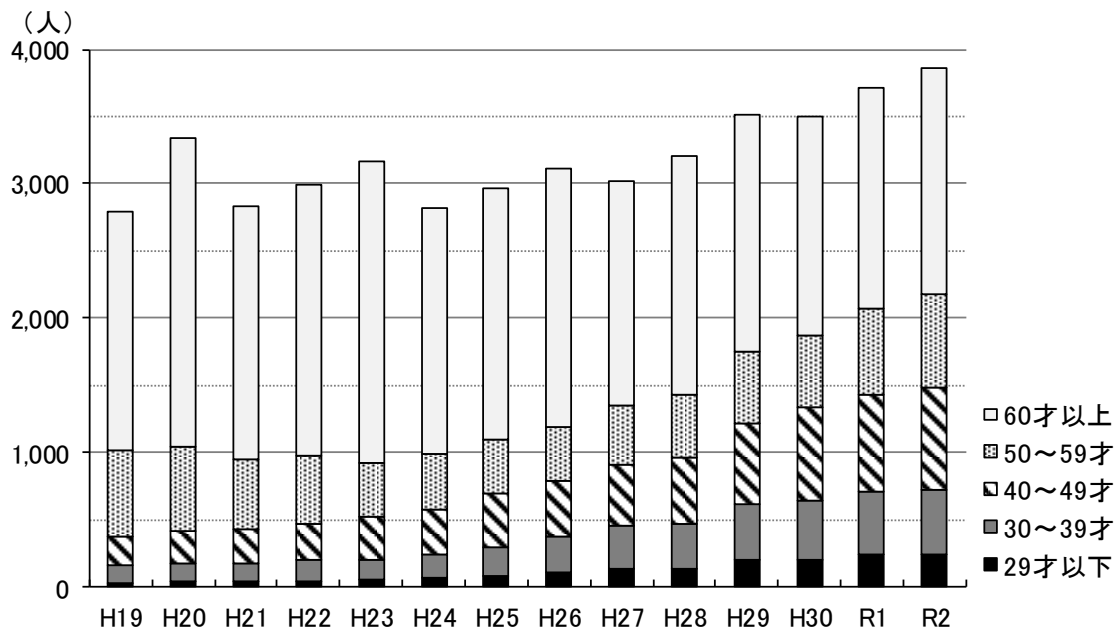


図18 狩猟免許免状交付状況

表 10 大阪府における狩猟者登録者数

年度	わな猟	網猟	第一種銃猟	第二種銃猟	合計※
平成19年度	243	7	569	12	831
平成20年度	253	7	557	11	828
平成21年度	335	7	543	11	896
平成22年度	369	6	482	7	864
平成23年度	424	6	458	7	895
平成24年度	432	5	449	8	894
平成25年度	454	4	446	13	917
平成26年度	457	3	429	12	901
平成27年度	457	7	427	8	899
平成28年度	453	2	406	7	868
平成29年度	494	1	392	8	895
平成30年度	495	2	425	9	931
令和元年度	524	2	409	15	950
令和2年度	504	4	385	14	907

※合計は延べ人数。

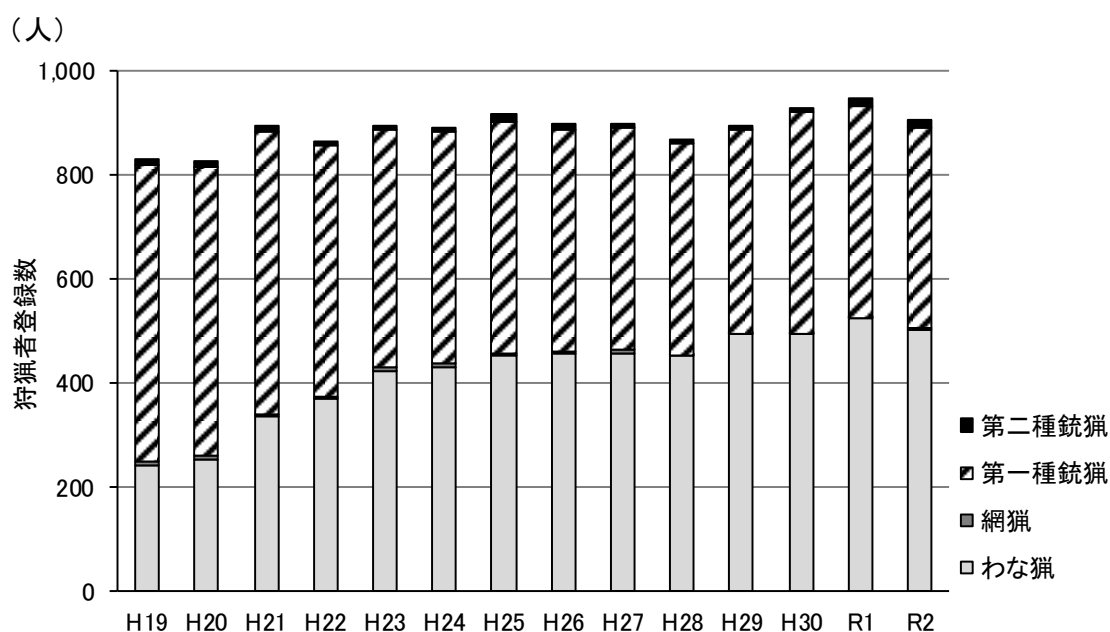


図 19 大阪府における狩猟者登録者数(延べ人数)

表 11 狩猟免許試験の新規合格者数

年度	わな猟	網猟	第一種銃猟	第二種銃猟	合計※	試験実施回数
平成19年度	54	3	55	2	114	年1回
平成20年度	89	14	38	1	142	年2回
平成21年度	145	15	33	3	196	年2回
平成22年度	178	16	45	3	242	年2回
平成23年度	187	25	36	3	251	年2回
平成24年度	149	11	51	4	215	年2回
平成25年度	170	20	90	3	283	年2回
平成26年度	174	28	99	5	306	年2回
平成27年度	225	28	127	0	380	年2回
平成28年度	209	33	127	1	370	年3回
平成29年度	251	27	181	1	460	年3回
平成30年度	257	18	178	3	456	年3回
令和元年度	266	43	158	3	470	年3回
令和2年度	266	39	180	2	487	年4回

※合計は延べ人数。

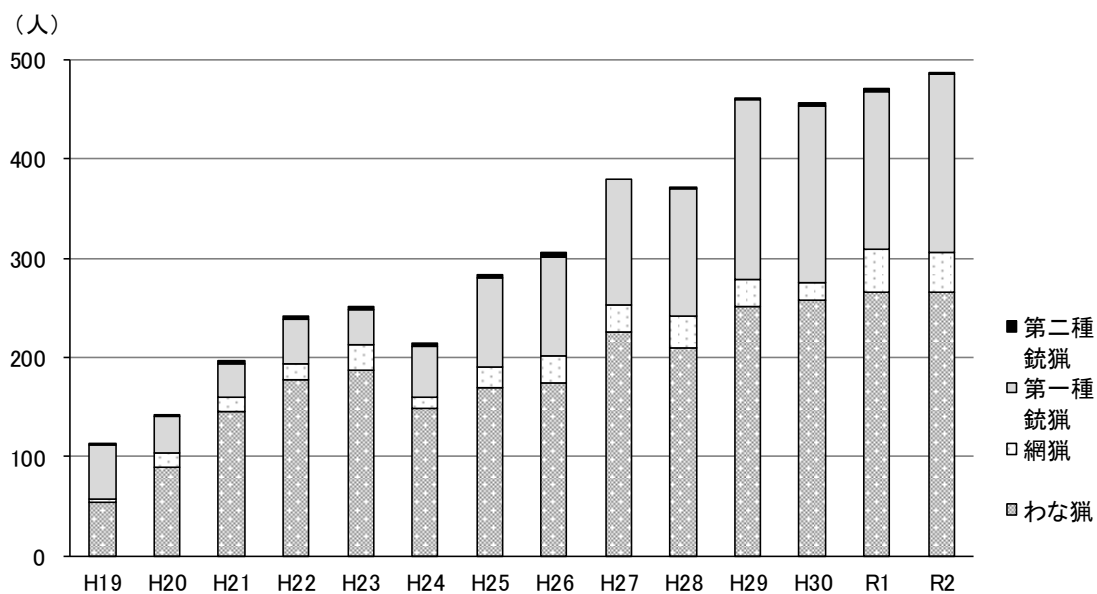


図 20 狩猟免許試験の新規合格者数(延べ人数)

## 10. 被害対策の実施状況

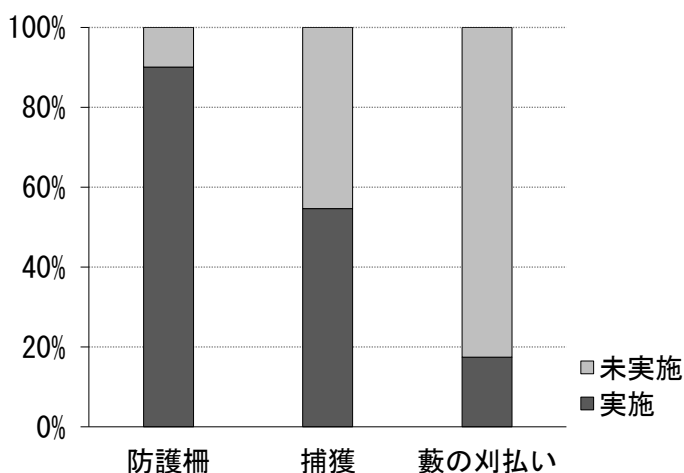


図 21 シカによる被害への防除対策の実施状況  
(農業被害アンケート(平成 29 年度～令和 2 年度))

表 12 防護柵の設置効果(農業被害アンケート)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
回答数合計	42	51	70	66	80	78	89	80	86	87	83
有効回答数	42	40	55	42	56	58	73	70	61	69	66
効果あり	34	30	43	34	43	43	52	50	36	41	50
効果なし	1	5	6	1	7	8	12	8	5	11	6
不明	7	5	6	7	6	7	9	12	20	17	10
未回答	0	11	15	24	24	20	16	10	25	18	17

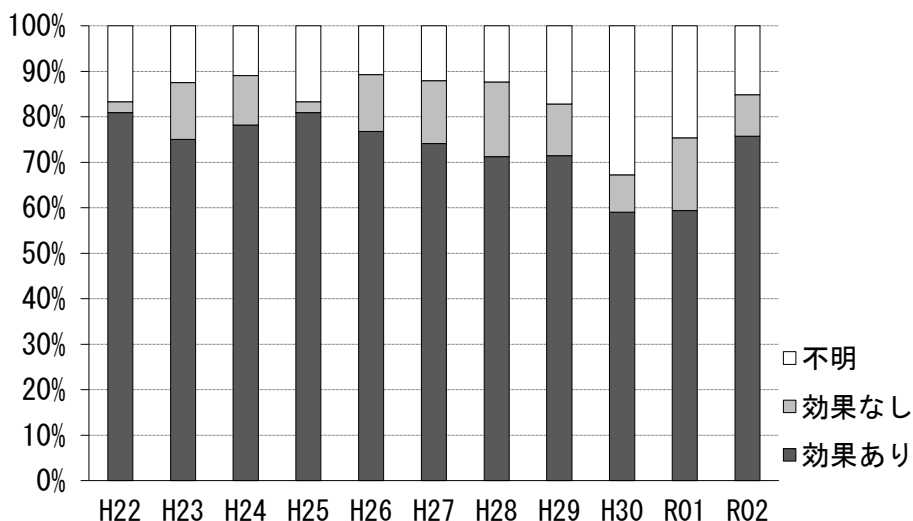


図 22 防護柵の設置効果(農業被害アンケート)

表 13 防護柵の設置状況

●鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫補助事業)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延長 (km)	19.82	0.00	0.40	7.00	0.97	1.28
実施市町数 (市町)	2	0	1	4	1	1

年度	H28	H29	H30	R1	R2	合計
延長 (km)	1.08	1.34	1.32	0.00	0.00	33.21
実施市町数 (市町)	1	1	1	0	0	(5)

●大阪府農作物鳥獣被害防止事業(府単独事業)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
延長 (km)	2.90	8.10	4.27	3.32	16.53	0.00
実施市町数 (市町)	1	3	3	2	2	0

年度	H24	H25	H26	H27	H28	合計
延長 (km)	8.63	0.00	1.85	3.86	0.00	49.46
実施市町数 (市町)	2	0	1	2	0	(5)

※H28 年度で事業終了

●治山事業等(府直営事業)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	合計
延長 (km)	5.04	1.13	2.14	2.23	2.92	13.46
実施市町数 (市町)	4	2	3	3	1	(5)

●野生鹿被害対策事業(府直営事業)

年度	H27	H28	H29	H30	合計
延長 (km)	0.13	0.09	0.02	0.02	0.26
実施市町数 (市町)	1	1	1	1	(1)

※H30 年度で事業終了

●市町村単独事業

年度	H28	H29	H30	R1	R2	合計
延長 (km)	3.94	3.46	5.70	3.66	9.54	26.36
実施市町数 (市町)	1	1	1	1	2	(2)

## 1 1. 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画策定状況

表 14 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画の策定状況等(令和2年度末時点)

市町村名	計画年度	シカを対象鳥獣に設定	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施※	鳥獣被害対策実施隊を設置
大阪市	未策定	-	-	-
能勢町	R1~R3	○	○	-
豊能町	R1~R3	○	○	-
箕面市	R1~R3	○	○	-
池田市	未策定	-	-	-
豊中市	未策定	-	-	-
吹田市	未策定	-	-	-
茨木市	R1~R3	○	○	-
摂津市	未策定	-	-	-
高槻市	R1~R3	○	○	-
島本町	R1~R3	○	○	○
守口市	未策定	-	-	-
門真市	未策定	-	-	-
寝屋川市	未策定	-	-	-
枚方市	未策定	-	-	-
交野市	H30~R2	-	-	-
四條畷市	R1~R3	-	△	-
大東市	未策定	-	-	-
東大阪市	未策定	-	-	-
八尾市	R2~R4	-	△	-
柏原市	R2~R4	-	△	-
松原市	未策定	-	-	-
藤井寺市	未策定	-	-	-
羽曳野市	H30~R2	-	-	-
大阪狭山市	未策定	-	-	-
富田林市	H30~R2	-	△	-
太子町	R1~R3	-	-	-
河南町	H30~R2	○	-	-
千早赤阪村	R1~R3	-	-	○
河内長野市	H30~R2	-	△	-
堺市	未策定	-	-	-
高石市	未策定	-	-	-
泉大津市	未策定	-	-	-
忠岡町	未策定	-	-	-
和泉市	R1~R3	-	△	-
岸和田市	R1~R3	-	△	-
貝塚市	R2~R4	-	△	-
熊取町	R1~R3	-	△	-
泉佐野市	R1~R3	-	△	-
田尻町	未策定	-	-	-
泉南市	R1~R3	-	△	-
阪南市	R1~R3	-	-	-
岬町	R2~R4	○	△	-
合計	策定 24 市町村	8 市町	18 市町	2 町村

※○:シカを対象鳥獣に含めている。

△:シカを対象鳥獣に含めていない。



## 12. 用語集

### IDW法

逆距離荷重法 (Inverse Distance Weighting)。GIS を用いた空間補間手法の一つで、対象地点の近くに存在する別の地点のデータ値の平均を取ることで、対象地点のデータ値を推定する方法。

### E型肝炎

平成 15 年に E 型肝炎が国内で集団発生し、検査の結果、シカ肉の摂取による感染が確認された。国内最初の食品由来感染の報告がシカ由来であったため、シカ肉が感染源として注目されていたが、E 型肝炎ウイルスの感染率がニホンジカと比べてイノシシで高かったことから、イノシシやブタが主な感染源であるといわれている (イノシシの感染率が 10～60% に対してニホンジカは 1～4%)。ヒトが発症した場合は発熱、肝炎症状等の A 型肝炎に似た症状が現れるが、多くは 1～2 ヶ月で完治し、慢性肝炎には移行しない。

### 大阪府自然環境保全地域・大阪府緑地環境保全地域

大阪府自然環境保全条例に基づき、その区域における自然環境が自然環境保全法第二十二條第一項の自然環境保全地域に準ずる土地の区域でその区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを大阪府自然環境保全地域として指定している。また、同条例に基づき、樹林地、水辺地等を含む土地の区域でその自然環境を保全することが特に必要なもの又は歴史的文化的遺産を含む土地の区域でその歴史的文化的遺産と併せてその自然環境を保全することが特に必要なものを大阪府緑地環境保全地域として指定している。

### 大阪府森林整備指針

大阪府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示した指針。本指針に基づき、府、市町村が連携・協調して府域の森林の保全整備を進めることを目的としている。

### 大阪府ツキノワグマ出没対応方針

大阪府域にはツキノワグマは恒常的には生息していないが、北摂地域等において目撃情報があることから、ツキノワグマの出没への備えと出没時の対策を取りまとめたもの。本方針において、錯誤捕獲を防止するため、ツキノワグマの目撃情報があった場合は、シカ・イノシシの有害捕獲においてくくりわなの使用を控えることとし、箱わなは扉を一時的に固定する (もしくは閉める) 又はツキノワグマが逃げられる構造 (天井に直径 30cm 程度の穴を開けたもの) のわな等を使用することに努めることとしている。

### 下層植生 (林床植生)

森林の林床に生える植物の集団 (低木や草本) のこと。

### 下層植生衰退度

高さ 3m 以下の林床植生 (低木層及び草本層) の植被率の合計値とシカによる食痕の有無により、シカの採食による落葉広葉樹林の下層植生の衰退度を評価したもの。

### 許可捕獲

生活環境、農林水産業又は生態系に対して鳥獣による被害が生じている等の場合や学術研究上の目的で野生鳥獣の捕獲等 (捕獲又は殺傷) 又は鳥類の卵の採取等 (採取又は損傷)

をしようとする場合は、鳥獣保護管理法第9条に基づき、環境大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要がある。この許可に基づく捕獲を許可捕獲といい、狩猟による捕獲とは区別する。なお、特に、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲を「有害捕獲」という。

### くくりわなの12cm規制

クマ類の錯誤捕獲を避けるため、イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的としたくくりわな（輪の直径が12cmを越えるもの、締め付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4mm未満であるものに限る。）を使用する猟法は禁止されている。なお、大阪府では恒常的にクマ類が生息しないことから、鳥獣保護管理法第14条及び本計画に基づき、規制を解除している。ただし、ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則として大阪府ツキノワグマ出没対応方針に従い、有害捕獲においてくくりわなの使用を控えることとしている。

### 個体群管理

個体毎ではなく、一定の範囲内に生息する個体の集団（個体群）単位で管理を行う手法。

### 錯誤捕獲

捕獲対象以外の鳥獣を誤って捕獲すること。

### 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

ブニヤウイルス科フレボウイルス属に分類されるSFTSウイルス（SFTSV）によるマダニ媒介性全身性感染症である。潜伏期間は5～14日間で、主な症状は発熱、消化器症状、頭痛、筋肉痛であり、さらに意識障害等の神経症状、出血症状（歯肉出血や下血等）を合併することがある。感染経路はマダニを介したものが中心だが、血液等の患者体液との接触によるヒトからヒトへの感染も報告されている。マダニに咬まれる全ての哺乳動物が感染しうると考えられており、野生生物ではイノシシ、ニホンジカ、アライグマ、家畜では中国や韓国においてはウシ、ブタ等の感染が明らかになっている。

### 自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物多様性の確保のために指定された地域。

### 自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法及び都道府県条例によって定められた地域。大阪府では、国定公園が2地区、府立自然公園が2地区指定されている。

### 指定管理鳥獣

鳥獣保護管理法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境大臣が定めた鳥獣。ニホンジカ及びイノシシが指定されている。

### 指定管理鳥獣捕獲等事業

指定管理鳥獣を都道府県又は国の機関が捕獲等をする事業。一定条件の下で、捕獲した鳥獣の放置や夜間銃猟を実施することが可能である。

## 出猟カレンダー

狩猟者が報告する狩猟期間中の出猟の記録。捕獲効率や目撃効率の基礎資料となる。

## 樹皮剥ぎ

鳥獣が採食の目的で樹皮を剥がすこと。樹皮剥ぎが進むと樹幹の樹皮が全て剥がされ形成層の消失により樹木の立ち枯れの原因となる。

## 狩猟期間

毎年10月15日から翌年4月15日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間。鳥獣保護管理法施行規則第9条に基づき、毎年11月15日から翌年2月15日に短縮されているが、大阪府では、シカについては、本計画に基づき、毎年11月15日から翌年3月15日に延長されている。

## 狩猟鳥獣

その肉又は毛皮を利用する目的や管理する目的等で捕獲等の対象となる鳥獣であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれがないものとして鳥獣保護管理法施行規則に定められているもの。ニホンジカは狩猟鳥獣である。

## 順応的管理

計画における未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によって、計画を随時見直し、修正を行う管理手法のこと。野生生物の保護管理においては、絶えず変動するものであり、境界が不明確で、基本情報が不足するものであることを考慮し、当初の予測がはずれる事態が起こることをあらかじめ想定しておく必要がある。

## 第一種特定鳥獣保護計画

鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるときに、当該鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関して定める計画。

## 第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣保護管理法に基づき、都道府県知事が、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに、当該鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関して定める計画。

## 鳥獣被害防止計画

鳥獣被害防止特措法に基づいて、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、市町村が策定する鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画のこと。

## 鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律。現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等が定められている。

## 鳥獣保護管理法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律。その生息数を適正な水準に増加等させる「鳥獣の保護」と、その生息数を適正な水準に減少等させる「鳥獣の管理」の二つの概念が定義されている。

## 鳥獣保護区

鳥獣保護管理法に基づいて指定するもので、鳥獣の狩猟を禁止し、鳥獣の保護を図る区域。この内、特に重要な区域は「特別保護地区」として、鳥獣の生息地の保護を図る目的で、一定の開発行為を規制している。

## 動物由来感染症（人獣共通感染症）

野生動物からヒトへ感染する感染症。

## 日本紅斑熱

日本紅斑熱リケッチア (*Rickettsia japonica*) を保有するマダニ（キチマダニ、フタトゲチマダニなど）に刺されることで感染するダニ媒介性感染症である。潜伏期間は2～8日間で、頭痛、全身倦怠感、高熱などを伴って発症する。

## 認定鳥獣捕獲等事業者制度

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする制度。

## 不嗜好性植物

動物に採食を忌避される植物のこと。シカ類の食害による問題では、環境がシカ類の不嗜好性植物（アセビ、マツカゼソウ等）ばかりの植生に変化するという問題が生じている。

## ブラウジングライン

シカ類等の草食獣による採食により、シカ類の届く範囲の高さいかの植生が消失したラインのこと。俗にディアラインともいう。

## 豚熱（CSF）

豚熱（CSF）ウイルスにより起こる強い伝染力と高い致死率を特徴とするブタ、イノシシの伝染病である。特徴的な臨床症状や病変はなく、ウイルスの病原性や感染個体側の要因によって多様な症状を呈する。国内で発生している豚熱の原因ウイルスを用いたイノブタへの感染試験等によって現在国内で確認されているウイルス株は中程度の病原性を有していることが報告されている。急性経過の個体は1～2週以内、慢性経過の個体は2～4週以内に死亡することが多いが、死亡するまでに数ヵ月かかる個体もいる。

感染個体は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄するほか、血液や臓器にもウイルスが含まれる。ウイルスは感染したブタ又はイノシシとの直接接触（あさり食いを含む）、汚染された人や器具との接触又は汚染された環境を介して経口・経鼻的に伝播する。

日本では、平成4年の熊本県での感染例以降は確認されていなかったが、平成30年9月に岐阜県岐阜市の養豚場において発生が確認されて以降、国内で感染地域の拡大が進行している。

### **糞塊除去法**

各調査区においてシカの糞塊を除去した後、糞塊が分解されない一定期間内に新たに生産された糞塊数を計測することにより、シカの生息密度を推定する方法。

### **捕獲効率 (CPUE)**

Catch Per Unit Effort。鳥獣の捕獲数を出猟人日数やわなの基数と設置期間等で除した値で、生息密度指標の一つ。

### **目撃効率 (SPUE)**

Sighting Per Unit Effort。目撃した鳥獣の頭数を出猟者の数と出動日数等で除した値で、生息密度指標の一つ。